

## 神戸市公立大学法人の業務実績に関する評価方針（案）

この方針は、神戸市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価方法等について定めるものである。

## 1. 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 中期目標・中期計画の実施状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (3) 中期目標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合には、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについて必要な意見を述べるものとする。
- (4) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況やその成果をわかりやすく示し、市民への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価に関する作業が、法人の過重な負担にならないよう留意するものとする。

## 2. 評価方法

- (1) 評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 78 条の 2 に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標見込評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標評価」という。）を実施する。
- (2) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。また、教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な実施状況の評価を行うこととし、専門的な観点からの評価は行わない。なお、中期目標見込評価及び中期目標評価は、法第 79 条の規定に基づき認証評価機関の評価を踏まえる。
- (3) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。ただし、法人の自己評価は項目別評価のみを行う。

（年度評価）

項目別 評価	中期計画項目評価	中期計画に定められた項目ごとに実施状況を確認し評価を行う
	中期目標項目評価	中期目標に定められた基本目標ごとに実施状況を確認し評価を行う
全体評価		項目別評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画の達成に向けた実施状況について総合的に評価を行う

（中期目標見込評価・中期目標評価）

項目別 評価	中期計画項目評価	中期計画に定められた項目ごとに達成状況を確認し評価を行う
	中期目標項目評価	中期目標に定められた基本目標ごとに達成状況を確認し評価を行う
全体評価		項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況について総合的に評価を行う

- (4) 項目別評価は、下記の基準により行う。

（年度評価）

S	中期目標・中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である
A	中期目標・中期計画の達成に向け順調に進捗している
B	中期目標・中期計画の達成に向けやや遅れている
C	中期目標・中期計画の達成に向け大幅に遅れている

(中期目標見込評価・中期目標評価)

V	中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている
IV	中期目標・中期計画の達成状況が良好である
III	中期目標・中期計画の達成状況が概ね良好である
II	中期目標・中期計画の達成状況がやや不十分である
I	中期目標・中期計画の達成状況が不十分である

### 3. 年度評価の実施方法

#### (1) 法人による自己評価

- ①各事業年度終了後に評価委員会に提出する業務実績報告書において、下記②～⑤のとおり記載等を行う。
- ②中期計画項目評価は、年度計画に定められた項目ごとに実施状況を明らかにした上で、4段階評価を行うとともに評価理由を記述する。
- ③中期目標項目評価は、中期計画項目評価を踏まえ総合的に判断し4段階評価を行うとともに実施状況の概要及び評価理由を記述する。
- ④業務実績報告書における特記事項として、中期計画や年度計画には記載していないが力を入れている取り組み、あるいは、以前に評価委員会から指摘された事項に対する取り組みなどについて記述する。
- ⑤業務報告書を提出する際には、例えば学生等に対するアンケート結果など評価委員会による評価の参考となる資料を添付する。

#### (2) 評価委員会による評価

- ①評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、業務の実績について調査・分析し評価を行う。
- ②中期計画項目評価は、4段階評価を行い、法人の自己評価に異議がある場合や指摘・助言がある場合など特記事項がある場合のみ、その内容を記述する。
- ③中期目標項目評価は、中期計画項目評価を踏まえ総合的に判断し4段階評価を行うとともに評価理由を記述する。
- ④全体評価は、項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の達成に向けた実施状況等について総合的に判断し、記述による評価を行う。また、法人の質的向上に資すると考えられる指摘・助言等を積極的に記述する。

### 4. 中期目標見込評価・中期目標評価の実施方法

#### (1) 法人による自己評価

- ①中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後及び中期目標の期間の最後の事業年度終了後に評価委員会に提出する業務実績報告書において、下記②～⑤のとおり記載等を行う。
- ②中期計画項目評価は、中期計画に定められた項目ごとに達成状況を明らかにした上で、5段階評価を行うとともに評価理由を記述する。
- ③中期目標項目評価は、中期計画項目評価を踏まえ総合的に判断し5段階評価を行うとともに達成状況の概要及び評価理由を記述する。
- ④業務実績報告書における特記事項として、中期計画には記載していないが力を入れた取り組み、あるいは、以前に評価委員会から指摘された事項に対する取り組みなどについて記述する。
- ⑤業務報告書を提出する際には、例えば学生等に対するアンケート結果など評価委員会による評価の参考となる資料を添付する。

## (2) 評価委員会による評価

- ①評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、業務の実績について調査・分析し評価を行う。
- ②中期計画項目評価は、5段階評価を行い、法人の自己評価に異議がある場合や指摘・助言がある場合など特記事項がある場合のみ、その内容を記述する。
- ③中期目標項目評価は、中期計画項目評価を踏まえ総合的に判断し5段階評価を行うとともに評価理由を記述する。
- ④全体評価は、項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の達成状況等について総合的に判断し、記述による評価を行う。また、法人の質的向上に資すると考えられる指摘・助言等を積極的に記述する。

## 5. 評価結果の活用

- (1) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。
- (2) 評価結果の報告を受けた市長は、次期中期目標に向けて、法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。

## 6. 評価を受ける法人が留意すべき事項

- (1) 評価委員会は、法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、法人は、実施状況ができるだけ明らかになるよう工夫し、説明責任を果たすことに最大限の努力を行うこと。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己評価の実施体制を確立すること。
- (3) 法人は、自己評価の結果や自己改善の方法等について、大学の利害関係者である学生や市民の視点に立ち、わかりやすい説明に努めること。